

運営規程	名称 茂呂居宅介護支援事業所運営規程	分類番号 S-9001(9)
沿革 H14.7.10 初版発行 R2.10.30 第10条、第11条、第12条の追加 R3.4.1 第2条の変更、第12条、第13条 第14条の追加		承認機関 理事会
		配布先 理事
		監事

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人おおぎだが開設する茂呂居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法令の趣旨に従い、要介護状態又は要支援状態にある高齢者及びその家族等であり、サービスの利用を希望する者(以下「利用者」という。)がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援を提供する。

理事長	施設長	居宅 管理者			管理		担当
							

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- 一 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
 - 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
 - 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- 2 事業の運営に当たっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。
- 3 指定居宅介護支援事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 茂呂居宅介護支援事業所
- 二 所在地 伊勢崎市北千木町1126番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(主任介護支援専門員の資格を有すること)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - 二 介護支援専門員 1名以上(うち1名管理業務)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
 - 三 事務員 1名(事務職員は必要な事務を行う)
- 2 前項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従事者を置くことが出来る。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。なお、職員が不在の場合等は、併設施設の職員が対応し、必要なサービス体制を確保する手段を講じるものとする。
- 二 営業時間午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画書作成
- 二 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

- 2 使用する課題分析票の種類は、居宅サービス計画ガイドライン方式とする。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、自宅もしくは事業所内の会議室とする。
- 4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、実施地域を超えた1kmにつき20円を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、伊勢崎市の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、居宅介護支援事業の提供中に、従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束の原則禁止)

第11条 事業者は、居宅介護支援事業の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)を行わない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(感染防止及びまん延防止のための措置)

第12条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催する
- 二 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第13条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第14条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- 一 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 二 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(個人情報の保護)

第15条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人おおぎだと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成14年8月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年10月30日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。